

平成 23 年 12 月 22 日

各 位

社団法人しんきん保証基金

求償債権の損害金の過大請求に関するご報告とお詫びについて

当基金がお客さまからご返済をいただいております求償債権(※1)の損害金に関し、契約上の損害金利率を超えてご請求をしていたことが判明いたしました。

同様のケースの有無について現在確認中ではありますが、過大請求のあった場合は請求額を訂正させていただき、過徴収のあった場合は速やかに返戻させていただきます。

なお、対象となる過徴収のおそれのある求償債権は、当基金の保証付き借入(住宅ローンは除きます。)のうち保証委託契約上の損害金利率が年 16%で、当基金が平成 3 年 12 月 1 日から平成 15 年 10 月 31 日までに代位弁済(※2)したものです。

当基金では、従前から厳正な事務管理に努めて参りましたが、このような事態を招き、深くお詫び申し上げます。今後は、一層の事務管理の徹底等再発防止に万全を尽くし、信頼回復に努めて参る所存です。

お客さまには大変なご迷惑をおかけいたしましたこと、重ねてお詫び申し上げます。

※1 求償債権とは

債務者に代わり、保証会社が債権者に支払うことにより発生する債権

※2 代位弁済とは

保証会社が、保証契約に基づき債務者に代わり債権者に支払うこと

(お問い合わせ先)

コンプライアンス部 お客様相談室 TEL 03-3566-5750

(9:30~17:00 土・日・祝日および 12 月 31 日から 1 月 3 日は除く)